# 児童扶養手当における年金差額支給に関する同意書

1　法令等の改正により年金給付額が変更された場合、変更後の年金給付額により、児童扶養手当支給月額を変更し決定すること

2　額改定請求等により年金給付額が変更された場合、変更後の年金給付額により、児童扶養手当支給月額を変更し決定すること

上記の内容を確認し同意します

令和　　年　　月　　日

住所　江戸川区＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（児童扶養手当受給者本人が署名してください。）

※物価・賃金の変動率に応じて年金給付額が改定され、児童扶養手当の支払額に不足又は過剰であることが判明した場合、追加支給又は内払の措置を取らせていただきます。